



知事と市長の1対1対談を開催

テーマは「地方創生の更なる深化に向けて」

- 対談項目 ① 少子化対策の新たな展開に向けて
② 農福連携・農泊推進について



日時 10月12日(木) 午前10時～11時
※受付 午前9時30分～

場所 武道交流館いきいき (蔵持町里)

◎申込不要。参加無料
要約筆記・手話通訳・磁気ループあり

☎ 総合企画政策室 ☎ 63-7389



「不動産鑑定士による無料相談会」を開催

日時 10月2日(月) 午前9時30分～正午

場所 市役所3階 305会議室

内容 地価、地代、家賃、土地利用などの諸問題に関する相談に不動産鑑定士が応じます。
◎詳しくは、問い合わせ先へ

10月15日～21日は「違反建築防止週間」

建物の新築などを行う際は建築確認申請が必要です。また、完成時には完了検査を受けなければなりません。建築主・工事監理者の皆さんは、適切な工事監理などをお願いします。

☎ 都市計画室 ☎ 63-7698



部落問題について考える 人権啓発企業研修会参加者募集

日時 10月17日(火) 午後2時～4時

場所 市役所 1階大会議室

演題 「部落差別解消推進法が施行!どんな法律?なぜできたの?」

講師 奥田 均さん(近畿大学人権問題研究所教授) ※参加無料。申込不要

☎ 人権・男女共同参画推進室 ☎ 63-7909



田舎の味おばあちゃん講座 手打ちそばづくり参加者募集

日時 10月20日(金)・21日(土) 午前9時～正午

場所 武道交流館いきいき (蔵持町里)

対象 市内在住の人 参加費 1,500円

定員 各日16人 ※申込多数の場合は抽選

申込 10月2日(日) (消印有効) までに、往復はがきに「手打ちそばづくり希望」、参加希望日、住所、氏名、年齢、電話番号を書いて問い合わせ先(〒518-0492 鴻之台1-1)へ
※1人1枚で申込(複数人の明記は無効)

☎ 農林資源室 ☎ 63-7129



名張まちなか散策「影絵劇とランチ」 いっぺん来てみて名張参加者募集

日時 10月13日(金) 午前9時20分集合

午前9時30分出発 午後1時30分頃解散

集合場所 一の鳥居前(中町)

内容 影絵劇鑑賞とランチ。ボランティアガイドがまちなかの魅力を案内します。

定員 20人 ※先着順。雨天決行

参加費 影絵鑑賞500円

伊賀牛丼ランチ1,280円

申込 開催日前日までに、電話で問い合わせ先へ

☎ (一社) 名張市観光協会 ☎ 63-9148



「一日合同相談所」を開設

行政相談、弁護士相談、司法書士相談、行政書士相談、人権相談、交通事故相談、登記・相続相談、税理士相談、年金相談

日時 10月19日(木) 午前10時～午後3時

※弁護士相談は午前10時～午後4時

※司法書士相談は午後1時～4時

場所 市役所1階大会議室・相談室

※人権相談は、人権センター(希中央5)

相談時間 1人につき1時間

※弁護士相談は30分、司法書士相談は45分

申込 電話で問い合わせ先へ

※先着順。相談無料。秘密厳守

☎ 市民相談室 ☎ 63-7416



木造住宅無料耐震診断を受付中

市が委託する診断員が、耐震診断マニュアルなどにに基づき、無料で耐震診断します。なお、昭和56年5月31日以前に建築(着工を含む)された木造住宅などの条件があります。

募集戸数 10戸程度

※先着順

申込期限 11月30日(日)

◎申込方法や対象物件など詳しくは、問い合わせ先へ



☎ 営繕住宅室 ☎ 63-7740



市の封筒に掲載する有料 広告を募集します

使用期間 平成30年1月1日から1年間

募集期間 9月28日(木)～10月12日(木)

■長形3号(裏面)

4枠(縦35mm×横100mm)

印刷予定数 95,000枚

掲載料 60,000円/1枠

■角形2号(裏面)

6枠(縦60mm×横110mm)

印刷予定数 33,000枚

掲載料 45,000円/1枠

◎申込多数の場合は抽選。掲載基準など詳しくは、市ホームページか問い合わせ先へ

☎ 出納室 ☎ 63-7827



浄化槽の適切な維持管理をお願いします

浄化槽は、トイレや台所などの汚水を、微生物の働きを利用してきれいにする施設です。微生物が活動しやすい環境を保つよう、浄化槽法で定期的な管理が義務付けられています。

▼三重県水質検査センターによる法定検査

▼保守登録業者による保守点検

▼市の許可を受けた業者による清掃

☎ 上下水道部経営総務室 ☎ 63-4114

年金 通信

『扶養親族等申告書』が届いたら必ず提出を!

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。障害年金・遺族年金は課税されません。

課税対象となる受給者の人には、毎年9月上旬頃に日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されています。申告書は、9月29日(金)までに必要事項を記入して、日本年金機構へ必ず提出してください。

この申告で、翌年中に受けられる年金にか

かる所得税の源泉徴収税額が決まります。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。なお、年金以外に収入がある人は確定申告が必要な場合があります。

平成30年分「扶養親族等申告書」が送付される人

◆65歳未満で年金額が108万円以上の人

◆65歳以上で年金額が158万円以上の人

☎ ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

☎ 03-6700-1165

年金 相談

■ 産業振興センターアスパアでの年金相談 ※相談の定員は各回50人程度です。

日時 10月10日(火)・24日(火) 午前10時～午後2時45分

■ 津年金事務所での相談はご予約を! ☎ 津年金事務所 ☎ 059-228-9120